

「国土計画制度の改革」について

～国土審議会調査改革部会制度検討委員会の報告～

1. 検討経過

- ・平成15年6月に調査改革部会に制度検討委員会が設置され、4回にわたり国土計画制度の改革に関する専門の事項について検討を行い、第2回調査改革部会（平成15年9月）において検討状況が報告された。
- ・第3回調査改革部会（平成15年11月）において、制度の検討については、全国総合開発計画と国土利用計画全国計画の統合や全国、広域ブロック、都道府県、市町村の4層の国土計画体系の整備を早急に行うのではなく、①国土の利用、開発及び保全の総合的指針となる全国計画、②地方の主体性を重視した広域ブロック計画といった観点を重視しつつ、必要な制度の改正について、幅広く検討することとされた。
- ・これらを踏まえ、事務局において、制度検討委員会の委員等の意見を頂きながら、制度改革の作業を進められたところである。

2. 制度検討委員会等における主要な意見と制度改革案との関係

これまでの制度検討委員会等における主要な意見と制度改革案との関係については別紙のとおり。

なお、1. に示したとおり、全国総合開発計画と国土利用計画全国計画の統合や4層の国土計画体系の整備については早急には行わないこととされたが、意見については4層の国土計画体系に関するものも含め、第2回調査改革部会（平成15年9月）において報告された意見を全て記載した。

また、制度検討委員会後、制度改革の作業の状況についての説明の際に、委員から頂いた主な意見についても追加して記載した。